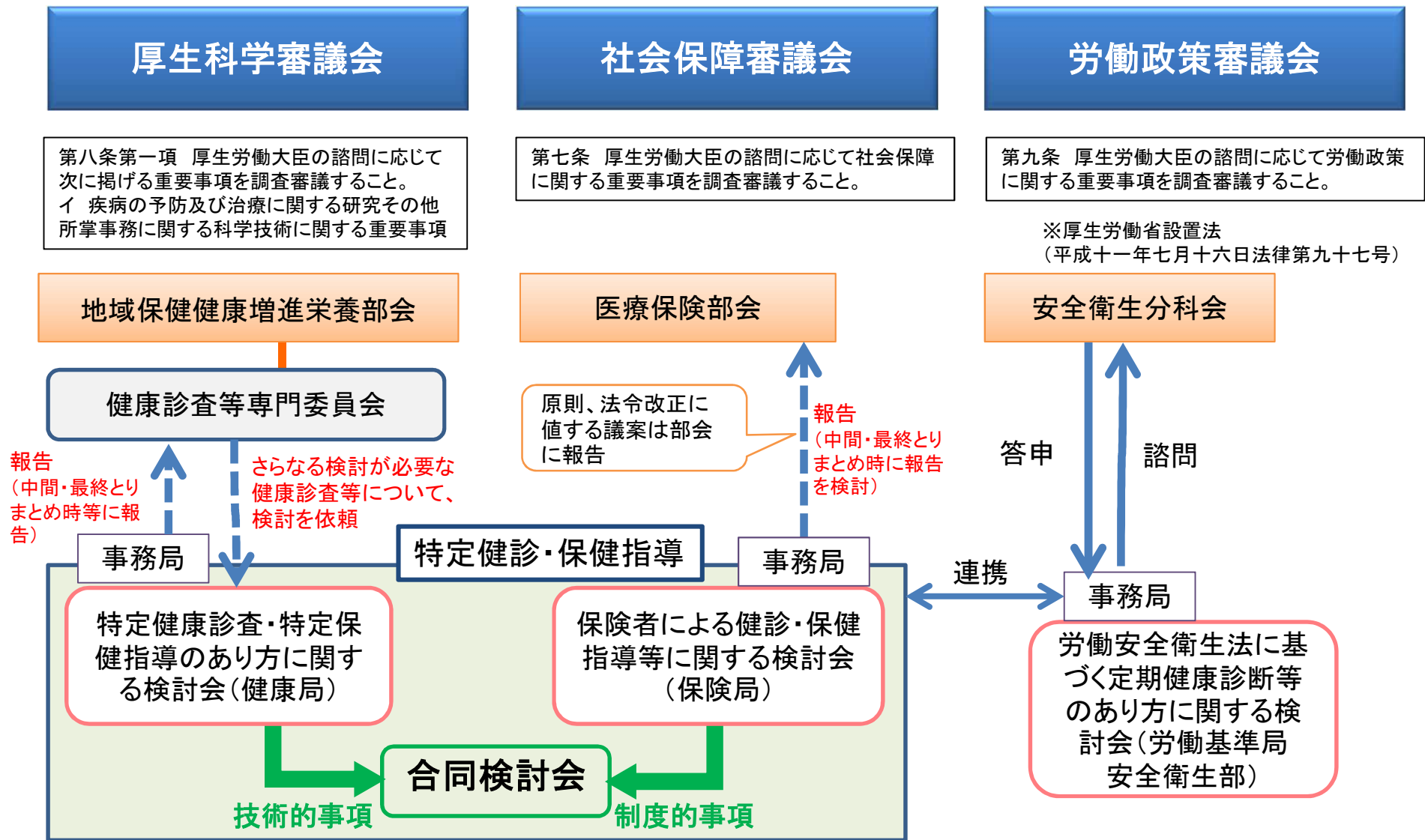


# 特定健診・保健指導に関する検討会の設置

資料4



## 健康診査等専門委員会の設置について

平成 27 年 9 月 14 日  
厚生科学審議会  
地域保健健康増進栄養部会了承

### 1. 目的

健康診査は、疾病を早期に発見し、早期治療につなげること、健康診査の結果を踏まえた栄養指導その他の保健指導等を行うことにより、疾病の発症及び重症化の予防並びに生涯にわたる健康の増進に向けた自主的な努力を促進する観点から実施するものである。

厚生労働省では、これまでも、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 9 条第 1 項に基づき、健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針を定め、また、特定健康診査やがん検診をはじめとして、国民を対象として実施されている健康診査の内容等について検討を行ってきた。

今後さらなる国民の健康増進を図るため、公衆衛生学的観点から健康診査等について検討することを目的として、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会に、「健康診査等専門委員会」を設置する。

### 2. 検討事項

下記の項目について、科学的知見に基づき検討を行う。

- (1) 今後の健康診査等のあり方について
- (2) その他健康診査等に関連する事項について

### 3. 構成

- (1) 構成員は、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会運営細則（平成 23 年 10 月 14 日地域保健健康増進栄養部会長決定、以下「運営細則」という。）第 2 条に従い、厚生科学審議会の委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。
- (2) 委員長は、運営細則第 3 条に従い、委員会委員の中から部会長が指名する。
- (3) 委員長に事故がある時は、専門委員会委員の中からあらかじめ委員長が指名した者がその職務を行う。

### 4. 委員会の運営等

- (1) 専門委員会は委員長が招集する。なお、審議の必要に応じ、適当と認められる有識者等を参考人として招致することができる。
- (2) 専門委員会の議事は公開とする。ただし、特段の事情がある場合には、委員長の判断により、会議、議事録及び資料を非公開とすることができる。
- (3) 専門委員会の庶務は、健康局がん対策・健康増進課において総括し、及び処理する。

厚生科学審議会地域保健健康栄養部会  
健康診査等専門委員会 委員名簿

井伊久美子	公益社団法人日本看護協会専務理事
飯山 幸雄	公益社団法人国民健康保険中央会常務理事
市原 健一	全国市長会理事・茨城県つくば市長
今村 聡	公益社団法人日本医師会副会長
春日 雅人	国立研究開発法人国立国際医療研究センター一理事長
鎌田久美子	全国保健師長会会長
迫 和子	公益社団法人日本栄養士会専務理事
清水 信行	全国町村会・東京都奥多摩町福祉保健課長
祖父江友孝	大阪大学大学院医学系研究科教授
◎ 辻 一郎	東北大学大学院医学系研究科教授
橋本 信夫	国立研究開発法人国立循環器病研究センター一理事長
深井 穂博	公益社団法人日本歯科医師会常務理事
本田麻由美	読売新聞東京本社編集局社会保障部次長
村上 顕郎	健康保険組合連合会常任理事
森 晃爾	産業医科大学産業生態科学研究所教授
弓倉 整	公益財団法人日本学校保健会専務理事
◎委員長	

(五十音順、敬称略)

## 「特定健康診査・特定保健指導の在り方に関する検討会」開催要綱

### 1. 趣旨

特定健康診査・特定保健指導は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）第18条に基づき作成される特定健康診査等基本指針に基づき、平成20年度から、保険者において実施している。

また、高確法第19条に基づき、保険者は特定健康診査等実施計画を5年ごとに、5年を一期として定めることとされているが、平成30年度に第三期特定健康診査等実施計画が開始されることから、健診項目等の見直しを行う必要がある。

「特定健康診査・特定保健指導の在り方に関する検討会」（以下「本検討会」という。）では、厚生労働科学研究等により新たに蓄積された、科学的な知見を踏まえて、特定健診・保健指導の項目や実施方法などの技術的事項について検討することとする。

### 2. 検討事項

- (1) 特定健康診査・特定保健指導の技術的事項について
- (2) その他特定健康診査・特定保健指導に関連する事項について

### 3. その他

- (1) 本検討会は健康局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会には、健康局長の指名により座長を置き、検討会を統括する。
- (3) 本検討会には、必要に応じ、別紙構成員以外の有識者等の参集を依頼することができるものとする。
- (4) 本検討会は、原則として公開とする。
- (5) 本検討会の庶務は、厚生労働省健康局健康課が行う。
- (6) この要綱に定めるもののほか、本検討会の開催に必要な事項は、健康局長が別に定める。

## 特定健康診査・特定保健指導の在り方に関する検討会 構成員名簿

磯 博康	大阪大学大学院医学系研究科
岡村智教	慶應義塾大学医学部
門脇 孝	東京大学大学院医学系研究科
杉田由加里	千葉大学大学院看護学研究科
武見ゆかり	女子栄養大学栄養学部
津下一代	あいち健康の森健康科学総合センター
寺本民生	帝京大学医学部
藤内修二	大分県福祉保健部健康対策課
永井良三	自治医科大学
福田 敬	国立保健医療科学院医療・福祉サービス研究部

## 保険者による健診・保健指導等に関する検討会開催要綱

### 1. 目的

「高齢者の医療の確保に関する法律」において、医療保険者は、特定健康診査及び特定保健指導を40歳以上の加入者に対し、計画を定め実施することとされており、平成20年度から実施されてきたところである。

今般、これまでの取組の実績や政府の方針等も踏まえ、医療保険者において、被扶養者を含めた加入者を対象として、より円滑な特定健診・保健指導の実施を推進し、保健事業の取組の強化を図るためには、医療保険者、事業者、市町村等の役割分担を明確にし、これらの関係者の連携を一層促進していくことが重要である。

こうしたことから、医療保険者における特定健康診査及び特定保健指導の提供方法等の今後のあり方について、今までの実績を踏まえて検討を行うため、関係者の参集を得て、厚生労働省保険局長が開催する。

### 2. 検討事項

- (1) 特定健診・保健指導の実施方法等について
- (2) 特定健診の健診項目及び特定保健指導の内容等について
- (3) 保険者における特定健診・特定保健指導への取組みの評価方法等について
- (4) その他特定健診・保健指導に関連する事項について

### 3. 構成

- (1) 検討会は、医療保険者の代表者等から構成し、委員は別紙のとおりとする。また、厚生労働省健康局、労働基準局安全衛生部及び老健局の職員がオブザーバーとして出席する。
- (2) 保険局長は、必要に応じ、委員以外の関係者の出席を求めることができる。

### 4. 検討会の運営

- (1) 検討会の議事は、別に検討会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) 検討会の庶務は、保険局総務課（本課）の協力を得て、同課医療費適正化対策推進室及び保険システム高度化推進室において行う。
- (3) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会において定める。

### 附則

この要綱は、平成23年4月25日から施行する。

「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」構成員

井伊 久美子 (いい くみこ)	日本看護協会 専務理事
飯山 幸雄 (いいやま ゆきお)	国民健康保険中央会 常務理事
伊藤 彰久 (いとう あきひさ)	日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局長
伊奈川 秀和 (いながわ ひでかず)	全国健康保険協会 理事
今村 聡 (いまむら さとし)	日本医師会 副会長
岩崎 明夫 (いわさき あきお)	産業医科大学 作業関連疾患予防学研究室
岡崎 誠也 (おかざき せいや)	全国市長会 国民健康保険対策特別委員長
金子 正 (かねこ まさし)	日本私立学校振興・共済事業団 理事
河合 雅司 (かわい まさし)	産経新聞社 論説委員
久野 時男 (くの ときお)	全国町村会行政委員会委員長・愛知県飛島村長
佐藤 文俊 (さとう ふみとし)	全国国民健康保険組合協会 常務理事
下浦 佳之 (しもうら よしゆき)	日本栄養士会 常務理事
白川 修二 (しらかわ しゅうじ)	健康保険組合連合会 副会長
鈴木 茂明 (すずき しげあき)	地方公務員共済組合協議会 事務局長
○多田羅 浩三 (たたら こうぞう)	一般財団法人 日本公衆衛生協会 会長
津下 一代 (つした かずよ)	あいち健康の森健康科学総合センターセンター長
深井 穂博 (ふかい かくひろ)	日本歯科医師会 常務理事
細江 茂光 (ほそえ しげみつ)	全国後期高齢者医療広域連合協議会 副会長
武藤 繁貴 (むとう しげたか)	日本人間ドック学会 理事
吉岡 清八郎 (よしおか せいはちろう)	共済組合連盟 常務理事
吉田 勝美 (よしだ かつみ)	日本総合健診医学会 副理事長

50音順

○：座長

# 特定健康診査

対象者	<p>実施年度中に40－75歳に達する加入者(被保険者・被扶養者) 実施年度を通じて加入している(年度途中に加入・脱退がない)者 除外規定(妊産婦・刑務所服役中・長期入院・海外在住等)に該当しない者</p> <p>※年度途中に75歳に達する加入者は、75歳に達するまでの間を対象</p>
基本的な健診の項目	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 質問票(服薬歴、喫煙歴 等)</li><li>○ 身体計測(身長、体重、BMI、腹囲)</li><li>○ 理学的検査(身体診察)</li><li>○ 血圧測定</li><li>○ 血液検査<ul style="list-style-type: none"><li>・脂質検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール)</li><li>・血糖検査(空腹時血糖又はHbA1c) 注)摂食時はHbA1c</li><li>・肝機能検査(GOT、GPT、<math>\gamma</math>-GTP)</li></ul></li><li>○ 検尿(尿糖、尿蛋白)</li></ul>
詳細な健診の項目	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 心電図検査</li><li>○ 眼底検査</li><li>○ 貧血検査(赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値)</li></ul> <p>注)一定の基準の下、医師が必要と認めた場合に実施</p>